

～取引パターン4×4で理解を深める～
非上場株式譲渡における税務上の評価

令和5年5月17日開催

株式会社KACHIEL主宰

井上幹康税理士不動産鑑定士事務所

税理士・不動産鑑定士 井上幹康

目次

1. 売主個人→買主個人
2. 売主個人→買主法人
3. 売主法人→買主個人
4. 売主法人→買主法人
5. 自己株式の取得
6. 所基通59-6、法基通9-1-14の留意点・疑問点

1. 売主個人→買主個人

売主個人→買主個人

譲渡当事者の課税関係と税務上の時価の考え方

項目	売主個人	買主個人
課税関係 低額譲渡の 税務リスク	<ul style="list-style-type: none">□ 実際の対価を収入金額として譲渡所得課税□ 低額譲渡でも時価を収入金額とみなす規定なし□ 対価が時価の1/2未満の譲渡損はなかったものとみなす（所法59②、所令169）	<ul style="list-style-type: none">□ 時価に比べて著しく低い価額の対価 時価 - 対価 = みなし贈与（相法7）□ 売主に所法59②の適用がある場合、売主の取得費・取得時期を引き継ぐ（所法60①二）
時価	所法59①と同じく所基通59-6により算出した価額（以下参考文献） <small>参考：デロイト トーマツ税理士法人編『第10版Q&A事業承継をめぐる非上場株式の評価と相続対策』（2020年、清文社）473頁</small>	相法7の「時価」について明文規定はないが、課税実務上、特別の事情がない限り、評価通達に基づく評価額が時価として取り扱われている（裁判例も同様）。
株主区分の 判定時期	譲渡直前（所基通59-6(1)）	取得後（評価通達）

売主個人→買主個人

みなし贈与（相法7）

みなし贈与（相法7）

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、当該財産の譲渡があつた時において、当該財産の譲渡を受けた者が、当該対価と当該譲渡があつた時における当該財産の時価との差額に相当する金額を当該財産を譲渡した者から贈与（当該財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、当該財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者から当該債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

みなし贈与（相法7）の誤認

- 当事者間に贈与の意思がなければ適用なし
- 当事者に租税回避目的がなければ適用なし
- 親族以外の第三者間の取引であれば適用なし

正しい理解

贈与の意思の有無、租税回避目的の有無、第三者間の取引か否かに関わらず適用あり

参考：宮脇義男著『相続税法第7条及び第9条の適用範囲に関する一考察』（平成22年、税大論叢）

売主個人→買主個人

税務上の時価

譲渡当事者の株主区分と税務上の時価の関係

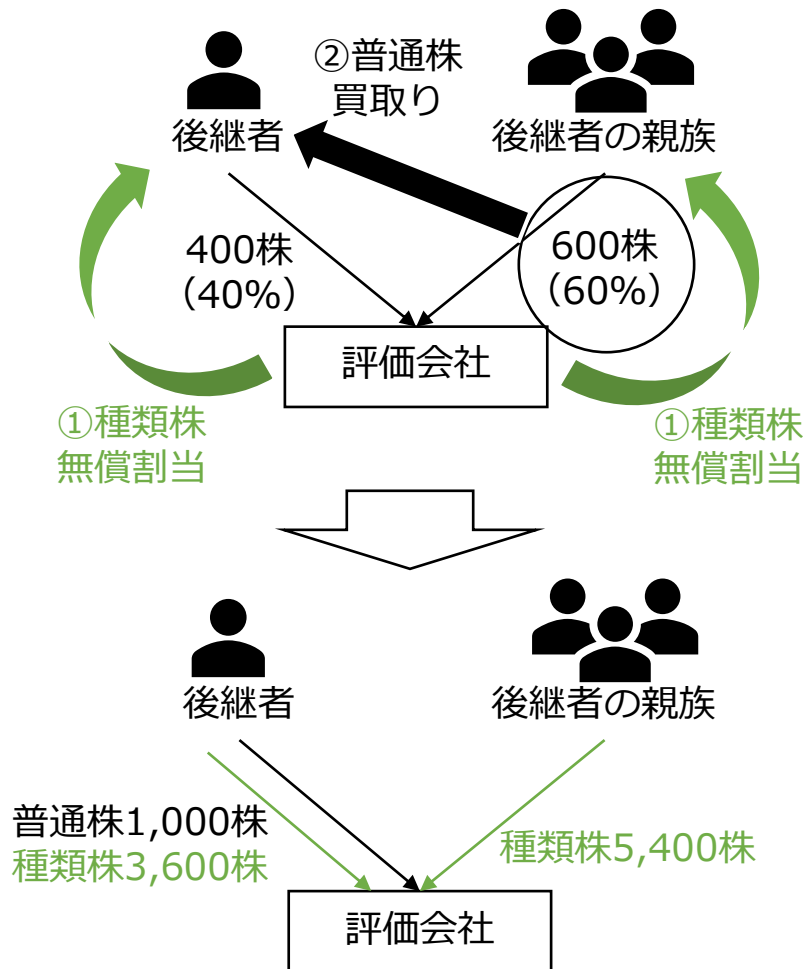
		売主個人	
		支配株主※1	非支配株主※1
買主個人	支配株主※2	ケース1 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（評価通達）	ケース3 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：原則的評価額（評価通達）
	非支配株主※2	ケース2 売主：原則的評価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（評価通達）	ケース4 売主：配当還元価額（所基通59-6） 買主：配当還元価額（評価通達）

※1：所基通59-6(1)より、**譲渡直前**の議決権に基づき判定する。

※2：評価通達より、**取得後**の議決権に基づき判定する。

種類株式による自社株対策と株価評価

ケース1 配当優先無議決権株式の無償割当後の普通株式買取り



前提

評価会社

- 発行済株式：普通株式1,000株（後継者とその親族が100%保有）
- 原則的評価額（評価通達）：100,000円/株

スキーム

①配当優先無議決権株式の無償割当

- 定款変更、取締役会決議、登記を経て、普通株式1株に対して配当優先無議決権株式9株の無償割当を実施。
- 無償割当後の原則的評価額（評価通達）は無償割当前の1/10となる（希薄化効果）。
 $(100,000\text{円/株} \times 1000\text{株}) / (1000\text{株} + 9000\text{株}) = 10,000\text{円/株}$

②親族から普通株式だけ後継者が買取り

- 合意の得られた範囲で親族から普通株式を買い取っていく。
- 買取資金は、10,000円/株で済む。

スキーム実施前の買取り資金：100,000円/株×600株=60,000,000円

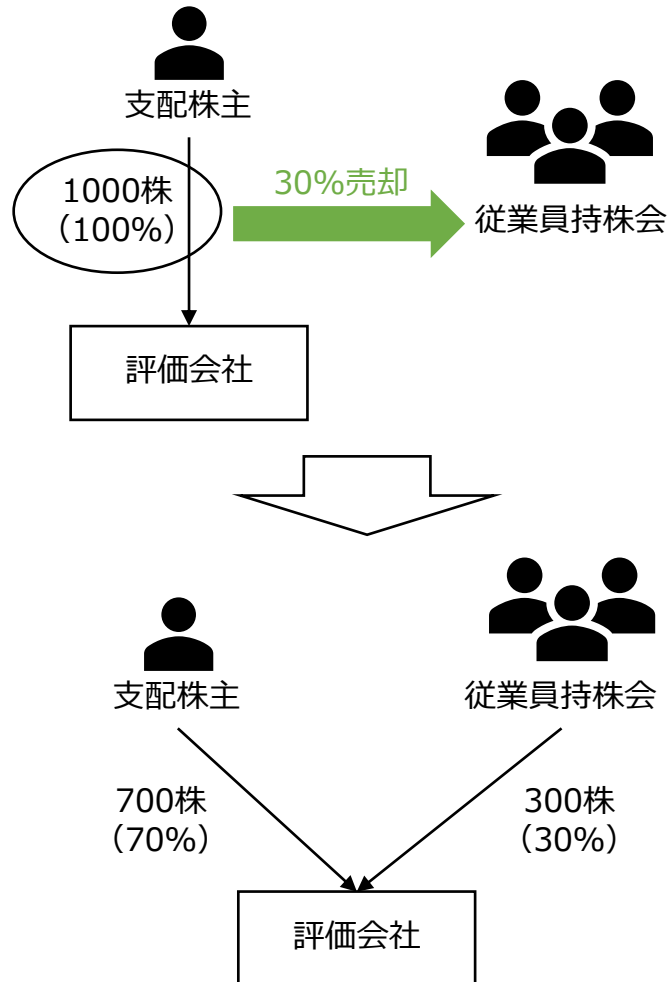
スキーム実施後の買取り資金：10,000円/株×600株=6,000,000円

スキーム実施後の留意点

親族は配当優先無議決権株式を保有することになるが、これを将来的にどうするか？親族の相続等を機に分散しないように事前に対策を検討しておく必要がある。

売主個人→買主個人

ケース2 支配株主の相続税対策として従業員持株会へ売却



前提

評価会社

- 発行済株式：1,000株（支配株主が100%保有）
- 原則的評価額：500,000円/株
- 配当金戻額：500円/株

注意事項

従業員持株会

- 税法上の組合方式とする。
- 企業に支配株主の同族関係者はあらず、株式取得後も非支配株主に該当するものとする。

譲渡株式の譲渡対価

- 譲渡株式は、支配株主が3分の2以上の経済権を維持するため、300株とする。
- 譲渡対価は、従業員持株会の時価である配当金戻額（500円/株×300株＝150,000円）とする。

その他

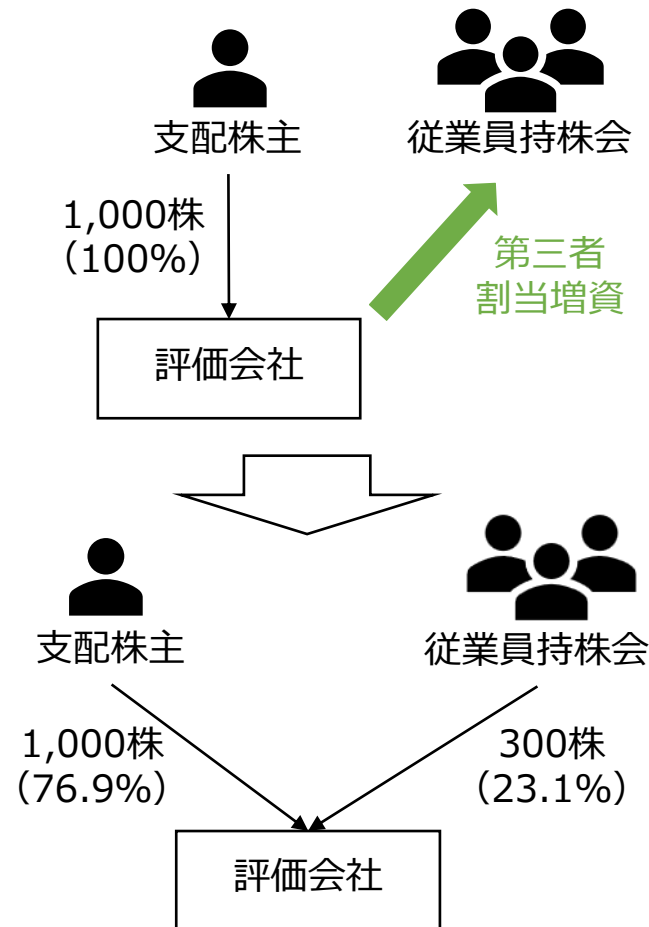
- 支配株主の譲渡所得税は多額にならないことが多いため考慮外とする。

支配株主の相続税評価額の増減

- 譲渡前 評価額：500,000円/株×1,000株＝500,000,000円①
- 譲渡後 評価額：500,000円/株×700株＝350,000,000円
- 現金：500円/株×300株＝150,000円
- 売却益合計：350,150,000円②

支配株主の相続税評価額（総額）の減少額：①-②＝149,850,000円

参考：従業員持株会へ第三者割当増資を行う方法



前提

評価会社

- 発行済株式：1,000株（支配株主が100%保有）
- 相対的評価額：500,000円/株
- 配当還元率：50%/株

従業員持株会

- 民法上の組合方式
- 支配株主の親族は含まれず、株式取得後も少数株主に該当する。

第三者割当増資

- 従業員持株会に第三者割当増資により300株発行。
- 発行価格は、従業員持株会にとっての時価である配当還元率とする。

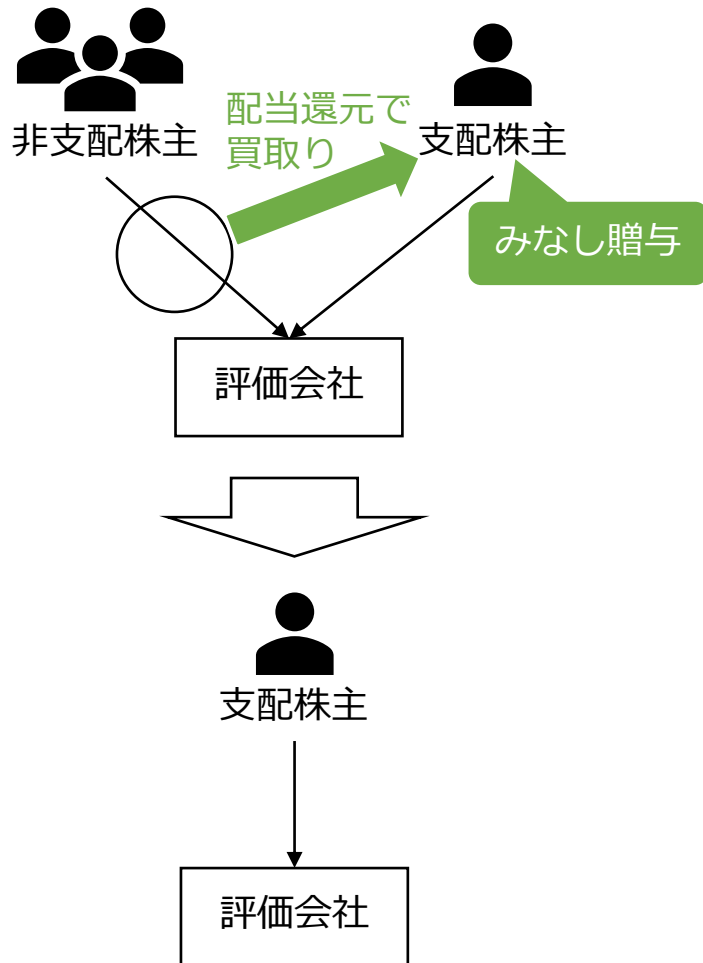
支配株主の相対的評価額の変化

発行前 自社株式：500,000円/株 × 1,000株 = 500,000,000円
 発行後 自社株式：384,730円/株 × 1,000株 = 384,730,000円
 + (500,000,000円 + 150,000円) / 1,300株 = 384,730円/株
 支配株主の相対的評価額（総額）の減少額：①-② = 115,270,000円

→従業員持株会の発行額を同額とした場合、支配株主から売却する方法の方が第三者割当増資より相対的評価額の低下効果は高い。

売主個人→買主個人

ケース3 非支配株主からの株式買取り（集約）



非支配株主からの株式買取りの二方式

- ・ 買取りを円滑に進めるために先代経営者が健在なうちに非支配株主の株式を譲渡しておきたい
- ・ M&Aによる株式譲渡を視野に非支配株主から支配株主に株式を譲渡しておきたい

税務上の考慮

- 売主：配当還元譲渡（所得額50%）→実税50%
- 買主：原則的評価額（評価減額）

実務上の留意点

配当還元譲渡で売却する場合、買主におけるみなし贈与の税額試算を行い、申告要否を検討する必要があります。

みなし贈与譲渡の裁判例

- ・ A社の代表取締役である納税者が親族の株主から株式を譲り受けたことにつき、課税庁が税法71に基づき決定処分等をした事例（東京地判H19.1.31 TAINS-2257-10622）
- ・ 従業員持株制度において、会社代表者である納税者が譲渡制限付株式を譲渡したことにつき、課税庁が税法71に基づき決定処分等をした事例（仙台地判H3.11.12 TAINS-2187-6805）